

平成30年 第19回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年10月11日（木）午後4時

場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

<p>斉藤教育長</p>	<p>開会時刻 午後4時</p> <p>ただいまから、平成30年第19回教育委員会定例会を開催します。 本日は、2名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員にお願いします。 続いて日程第2、議案の審議に参ります。 はじめに第36号議案、学校における働き方改革プランについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会 事務局参事</p>	<p>第36号議案、学校における働き方改革プランにつきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に資料として3部をお配りさせていただいております。</p> <p>まず最初に、この働き方改革プランにつきまして、ステープラーどめで、意見公募手続きの結果ということで、2枚のつづりのものをごらんいただきたいと思います。</p> <p>8月の教育委員会の中で、この働き方改革プランの案につきまして、いろいろご意見をいただいたところでございますが、その案をもとに、こちらに書いてございますパブリックコメントを実施させていただきました。9月1日から9月14日までの間、区のホームページ、それから郵送、FAX、持ち込みということで意見を募りました。</p> <p>その結果でございます。2番に記してございますが、意見の内訳といたしまして、131件、46名の方から重複を含むということで、意見をいただいたもので、この2枚に主なものをまとめてございます。</p> <p>この件数をごらんいただければ、例えば4番のところの取り組みの内容につきまして、学校業務の適正化。ここのところでの意見が、学校の業務体制の強化に関するものが44件ですとか、そういった多くのご意見をいただいたところでございます。</p>

1枚おめくりいただきまして、主な意見をこちらに載せてございます。左側に公募の意見、そしてそれに対する区の教育委員会の考え方ということでお示ししてございます。

主だったものをご紹介させていただきますが、過当たりの在校時間60時間は過労死ラインであり、目標はより短い在校時間に設定すべきではないかというご意見でございます。これに対しまして、過当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするという目標は、看過できない長時間勤務の現状を早急に改善するために設定するものでございます。在校時間60時間を超えない教員についても、本プランに基づき心身の健康、子どもたちと向き合う時間、誇りとやりがいをもって勤務できる環境の確保に向けて、各取り組みを実施してまいりますというふうにお答えをしております。

その他、給食費を含む学校徴収金業務は、公会計化等により区または外部人員が担うこととしてほしいというご意見も寄せられました。これに対しまして、このあり方については検討をしていきます。教員の負担とならないよう、区教育委員会及び学校事務職員の役割を含めて整理をしてまいりますというふうにお答えしております。

それから、区から学校への調査、文書送付等の依頼事項や研修等を減少させてほしいというご意見でございます。学校でも、これに対しましては学校依頼事項や会議、研修等について、今、区全体を対象とした調査を実施し、現状を把握しているところです。依頼目的や内容に応じて精査を図るとともに、文書送付等のペーパーレス化やICTの効果的な活用を図ってまいりますとお答えしております。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、7番。この後もまた、運動部活動については出てまいりますけれども、7番で、運動部だけでなく文化部も同様に活動日、休養日を検討すべきではというご意見に対しましては、部活動の文化部の活動時間及び休養日に関しても、その特性を踏まえつつ、本プラン及び江戸川区立中学校における運動部活動の方針に準じて取り扱いますとお答えしております。

それから、8番目の部活動についての教員の負担軽減や専門性の面から、外部指導員や部活動指導員の導入を促進し、引率等を外部人材が担うことができる体制としてほしいというものに対しまして、指導体制の充実と教員の負担軽減に向けて、各学校の実態や先進区市の成果と課題を踏まえ、外部人材の積極的な活用を図ってまいりますとお答えしてございます。

それから、9番目ですね。学校閉庁日の期間は、勤務を要しない日としてほしいということでございますが、これは学校閉庁日につきましては、教員

が有給休暇を取得しやすい環境とするために、原則として部活動や外部対応等に係る業務を実施しない日として設定するものであります。勤務を要しない日とするものではありませんということでお答えをしたところでございます。

こうしたご意見、131件ということでしたけれども、それをいただきながら最終案として概要版をお示ししてございます。1枚のものですね。

基本的には、このパブリックコメントでいただく前にご協議いただいた改革プランの案の段階のものと、大きく変更した点はございません。この背景、目的。本プランの目的ということでも、変わってございません。教員の長時間勤務を是正することで、心身の健康、子どもたちと向き合う時間、誇りとやりがいをもって勤務できる環境を確保し、質の高い学校教育の維持向上により、子どもたちの豊かな学びと成長を支えていくということを、この本プランの目的として掲げてございます。

2番目に、長時間勤務是正の目標ということでございまして、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするという当面の目標につきましても、同様でございます。

3番目の基本方針として、五つの視点。これを掲げさせていただきました。その上で裏面をごらんいただきたいのですが、この五つの視点から、31の取り組みについて計画的に実施してまいりますということで、まとめさせていただいております。個別にご意見をいただきましたけれども、それぞれこのプランの策定をした上で、今後、各担当課も含めまして、事務局、そして学校現場の意見を聞きながら、現状把握をしながら改善を図ってまいります。長時間勤務の是正に向けて取り組んでまいりますという、そういった内容でプランをまとめさせていただいております。

ステープラーどめで、最終案ということで、このような形とさせていただきます。委員さん方からいただいたご意見をもとに、訂正をさせていただいた最終案をもとに訂正をさせていただいたもの。それから、文言整理という部分はございますけれども、大きく内容を変更した点はございません。こうしたことで、最終的に一番後ろの部分には、これまでになかったものでございますが、参考といたしまして、この本プラン策定に係る検討経過。検討委員会を設けたこと、それからこの検討委員会での検討経過、主な検討内容、そして同時に開催させていただいていた運動部活動のあり方検討会の検討経過。最後には、江戸川区立学校における働き方改革実施計画検討委員会の設置要綱につきましても掲載をさせていただいたところでござい

	す。説明は以上でございます。
教 育 長	何か質問、意見などございましたらお願いします。
古 巻 委 員	意見公募の件ですが、131件、46名ということで、これはどういう方々が意見を述べてこられたかというのはわからないわけでしょう、最後まで。教育関係の方だとは思うのですけど。
教育推進課長	フォーマットにはお名前をいただくということで、いただいておりますけれども、職業ですとかそういった個人情報はありません。ただ、ご意見の中にもございますけれども、こうしてほしいというようなご意見が多くあったかなというふうに思います。
上 野 委 員	やはり意見公募手続の効果だけ聞きますよね。こちらについてで、何といっても一番多かったのが、4の1の(5)ですか。44件ね。(4)のほうは22件ですよ。(4)のほうの学校の業務軽減・効率化は意見的にはどうなのですか。対立するような関係はあるのですか。
教育推進課長	業務体制の強化という部分につきましては、例えば学校全体の事務体制の充実というようなことで、私ども取り組み例として出させていただきましたけれども、それに対する例えば業務の内容の見直しのことが寄せられたりですとか、中にはやはり実態を把握してもらいたいというようなご意見もございました。業務の軽減・効率化につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけども、例えば教育委員会、それから区からの調査物が多いですとか、そういったものの是正を図ってもらいたいというようなご意見が多く寄せられておりました。
上 野 委 員	その次のページから一覧となっている公募意見と区の教育委員会の考え方というところですけど。出てきていますね。今言った(5)と(4)。一番意見が多かったところは、具体的にはどこなのですかね。
教育推進課長	今申し上げた、2番、3番、4番。件数は多かったということになります。
上 野 委 員	そうですね。圧倒的に多いですものね。わかりました。

松原委員	<p>今年の6月1日から、長期にわたって検討委員会5回ですね。教育委員会は本日入れて3回ということで、私もいろいろ申し上げてきたのですが、考えてみますと、以前も言ったのですが、1日2時間、仕事の時間を増やすとすると、週5日で50時間になるのですよね。60はいかないのですよね。それがいいということではないのですけれども、2時間の勤務の中で最大限の仕事を行うという形に多分なると思うのですが、大きいのはやっぱり学校組織の、経験から言っているのですが、協働化といいますかね。そういうシステムを全体でつくれるかどうかというところが大きいと思うのですがね。</p> <p>昨日もある区内の中学校の研究発表会に行ってきたのですが、子どもたちが2クラスで体育をやっているのですが、非常に生き生きとしてやっていて、250名くらい来ていましたかね。先生方も含めて一般の方、地域の方も。</p> <p>やっぱり、この意見の欄、2ページの4番なのですが、多分、学校関係の先生のご意見なのかなと思うのですが、こういった依頼事項とか、そういったのは教育委員会も精査するということが不可欠なだけでなく、研修等を減少させてほしいということについては、やっぱり教員の研修というのは大事であって、子どもたちにすぐ反映するということになりますので、50時間、60時間以内で意識を高めて、各学校現場における子どもたちのための研究ですかね。先生方のスキルアップをすることが大事だと思いますので、この改革プランに基づいて、ぜひ区内の幼・小・中学校において協働化を図っていただいて、江戸川区独自の教育を子どもたちのために進めてもらいたいなという思いがあります。以上です。</p>
石井委員	<p>まずはプランの最終案をありがとうございました。</p> <p>一つお伺いしたいのは、意見を皆様に求めて意見をいただきましたということで、この意見に基づいて最終案に反映されたポイントというのはどのくらい、どこにありますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>意見の方々は、ほとんどといたしますか、この改革プランの記載の内容については異論はないというご意見がほとんど枕詞にございまして、要するにこれをしっかり進めてもらいたいということのご意見でございました。ですので、プランをこういうふうに改めるとかそういうご意見ではなく、ここに書かれていることを具体的に進めてもらいたいというような意見でございました。進めるときには現場の声をしっかり聞いてもらいたいとかそういった内</p>

石井委員	<p>容でございます、ここを改めろというようなご意見はございませんでした。</p> <p>そうですか。ありがとうございます。</p> <p>それでいきますと、この改革プランというのが、言ってみれば区役所の人たち、我々も含めた役所の人間と、それから学校の先生と、両方がもっていて、いつでも参照するというようなことになると思うのですよね。</p> <p>その場合に、19ページ、具体的な取り組み一覧というので非常にわかりやすく出しているのですけども、これを目次にも反映させていただけるといいかなと思いました。目次に反映させると、この具体的な取り組み一覧をどこに置くのがいいのかなというのがあれなのですが、今の19ページが取り組み内容を説明してからの事柄になるので、ここかなと思うのですけど。</p> <p>お願いしたいことは、この目次のところに実際の取り組み一覧というのも入っているとよろしいかなと思いました。以上でございます。</p>
上野委員	<p>また2ページのほうに戻りますが、ここの欄の4のところですよ。区から学校への調査、文書送付などの依頼事項や研修等を減少させてほしい。これ、松原先生もおっしゃっていました。この質問は、区のほうから学校へのいろいろな依頼事項や研修という、研修もそこへ入っているのでしょう。それがちょっと多過ぎるとか、あるいは教職員の非常に負担になっているというような意見が中心だと思うのですけれどもね。そういうふうな質問だと思って受けとめていいと。</p> <p>そうすると、そこの中での文書送付等の依頼事項というようなものが、教育委員会のほうとしてもより研究して、できるだけ簡素な形にすべきではないかということは必要だと私は思いますけどもね。研修等を減少するというのは、どの辺を言われているのですかね。その研修というのは、内容です。</p>
教育推進課長	<p>この研修なのですが、先ほど松原委員もおっしゃっていただいたように、地方公務員と教育公務員、ちょっと扱いが違いまして、地方公務員は研修をすることができるという扱いです。教育公務員は研修をしなければならないのです。ですから、本務ですので、最低限の研修は絶対やらなきゃいけないです。恐らくこの方々が言っているのは、研修の中でも、例えば区が開催するようなものの中で、他のものと重複していたりとか、あと開催回数とか時間とかの設定とかですね。そういった部分が負担になっているというふうにお感じなのかなというふうに思います。ですから、実態をまた私どもで確</p>

上野委員	<p>認をして、例えば整理できるものは整理する。でも、必要なものはちゃんと残したいなと思っていますので、そういった考え方でいこうかなと。</p> <p>私もそれは賛成ですけどね。そういう意味なのですね。負担になるのですね。確かにそうだとすると負担にはなっていますよね。</p> <p>もう一ついいですか。同じ欄の3なのですが、運動部に関してのところ、運動部だけじゃなく文化部も同様にと、文化部についても触れられているでしょう。そのところのほうの回答側としては、その特性を踏まえつつ、準じて扱いますというふうに。ちょっと言葉ではわかるのですが、具体的にはどういう文化部なんかのことを前提にしていますか。</p>
市川指導室長	<p>この後の案件でも運動部活動のほう、また議論していただくのですけれども、特に文化部活動の中で、私どもが把握している範囲なのですけれども、例えば活動時間とか活動日数が非常に多いものの一つとして、吹奏楽部があります。吹奏楽部以外の文化部活動は、例えば運動部活動の熱心なところのように週5日とか、そういった回数ではやっていないというふうに認識しています。吹奏楽部に関しては、それこそ体育館とか校庭のように割と外部に見えるようなところで活動していませんので、主に音楽室等ですので、ですから、実際にはかなり長い時間活動している学校があるように認識しているところです。ですから、そういった特に吹奏楽等の文化部に関しては、一部ではやり過ぎというご批判の声も、私どもには直接保護者から入ることがありますので、運動部活動の方針にのっとった形で進めていただきたいというふうに考えているところです。</p>
上野委員	<p>もう一つ。その下でしたよね、外部人材の活用というところなのですが、うまく活用できれば、それにこしたことはないと思うのですが、この場合、外部人材というものに対する比較的なもの。そういうものも必要になるのじゃないかと思うのですが、その辺は具体的にはどうなのですか。</p>
指導室長	<p>現状では、各中学校、小学校もそうなのですけれども、例えば条件を満たした場合は、外部の方に、有償ボランティアのような方々にご協力をいただいています。ただ、その場合、例えば競技によって審判員の資格がなければならぬとか、そういったことを設けているわけではなく、あくまでも校長がその方の状況とか情報を得て、校長の判断のもとで活動していただいているというような状況です。ですから、本来は一律の、例えば国家資格のよう</p>

古 巻 委 員	<p>なものがあればいいのですけれども、これに関してはきちんとした条件という形ではなかなか明記できない部分もありますので、あくまでも校長先生方のご判断ということで、今やっているところでございます。</p> <p>柴田参事から今後のご意見は、枕詞として意見とかそういうことじゃなくして、この働き方改革プランのようにやっていただきたいという声が圧倒的であったというお話がございまして。それを踏まえてもう一度これを見ると、特に学校教育の適正化に、非常に意見というか業務に関する意見が非常に集中している。もちろん他の大事なところもありますけれども。現場の教師が本来の教育とかそういうものも大事ですけれども、むしろそれ以外とっちゃなんですけれども、関係ないとはいいいませんけれども、業務ですね。それに携わるいろいろな多種多様な業務について、逆に言うと、ここに携わっている方々、というか教師の方々に現場ではかなり負担がずっとあるのではないかなという意見の裏返しではないかという感じを受けたのです。</p> <p>質問の内容を見ますと、これは当然、公募といいながらも一般の区民の方が発するご意見ではなくて、むしろ1歩も2歩も踏み込んだ内容になっているということは、やはり学校の現場でもって教育に当たっている方々のご意見が大分あるのではないかなということが察せられますので、むしろこの改革プランのままできちっとやっていこうとするならば、校長なり副校長なりの管理職にある人たちがしっかりと意識をもって現場でもって対応していくということが、これからはより大切になってくるのではないかなという気はするのですけれども、ちょっと私の個人的な意見で申しわけないのですけれども、そういうふうに思いました。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、他になければ、第36号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第37号議案、江戸川区立中学校における運動部活動の方針についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>資料としては、2種類お配りしております。まず一つは、意見公募手続の</p>

結果について。もう一つが、運動部活動の方針の最終案でございます。

まず、意見公募手続の結果についてをごらんください。こちら、先ほどご審議いただいた働き方改革プランと同様に、9月1日から9月14日、公募手続を行ったところでございます。こちらの公募手続で、ごらんいただいた方針の案については、8月の教育委員会でご審議、決定していただいたものでございます。

まず、2番の結果の(1)をごらんいただきたいと思います。意見として整理しましたところ、合計140件、57名の方からいただいているところでございます。項目として分けたところ、一番多かったものが3番の適切な休養日等の設定でございます。こちらが53件と、一番多ございました。それから、その他になるのですけれども、全般にわたるもの・その他の意見というのがさまざまありまして、こちらが47件。それから、その次に多かったものが1番の(2) 指導・運営に係る体制の構築といったところが21件という形でございました。

こちら、この後、幾つかご紹介したいのですけれども、先ほどの働き方改革のプランとは異なりまして、実際にいただいた意見そのものを拝見したところ、文章の内容から見ますと、教職員だけではなくて保護者の方、それから関係する生徒からもいただいているように読み取れました。

それでは、めくっていただいて、(2)の主な意見と区教育委員会の考え方をごらんいただきたいと思います。ちょっと幾つかだけピックアップさせていただきます。

まず、1番でございます。こちらは先ほどご質問いただいた運動部活動も含めた部活動の方針としてほしいというところは、先ほどの働き方改革のところと同様に、文化部活動に関しても運動部活動の方針に準じて取り扱うといったところで回答を書かせていただいているところです。こちら、なお書きで入れたのですけれども、文化庁が文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというものを今、作成準備されているということですので、こちらあわせて今後、注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから2番の外部指導員等の拡充について、ぜひ早期に実現してほしい。こちらについては、働き方改革のほうにも同様なものがあつたと思うのですが、区の考え方としては、外部指導員については申請条件の緩和、指導回数上限の引き上げ等を検討し、配置を進めていきますと。部活動指導員の導入についても、先進区市の成果と課題を踏まえながら、早期に検討を進めていきますとしました。

それから、ちょっと飛びまして、ここからが非常に多い意見である、適切な休養日等の設定に係る部分だったのですが、同様の意見が特に多かったというふうに思います。その幾つかをご紹介しますと、例えば、6番をごらんいただきたいと思います。意見としては、休養日及び活動時間の設定について、活動時間を制限することは競技力の低下、体力の低下につながるのではないかといったご意見でした。これに対して、区教育委員会の考え方は、過度な練習によるスポーツ障害のリスクを避けるためにも、適度な活動時間の設定をしています。各部活動では、合理的でかつ効率的・効果的な練習法を積極的に導入することで、競技力の向上とともに体力の向上に努めていきますとしました。

それから、7番でございます。これも同様の意見が多かったのですが、学校選択制を利用し、部活動をやるために学校を選んでおり、活動時間を制限されるのは困る。各学校の特色に合った方針を設定してほしいとありました。これに対する考え方としては、活動時間の設定は、生徒の心身への過度な負担とならないよう、合理的でかつ効率的・効果的な指導・運営体制を構築していくことを目指すものであり、各学校の部活動の主体的な取り組みを制限するものではないと考えます。今後も各学校で特色ある部活動の取り組みが行われるよう促してまいりますとしています。

それから、これも多ございましたが、8番、9番。これは類似した意見なのですけれども、ちょっと9番を読みたいと思います。休養日及び活動時間の設定について、土日ともに練習を可能にしてほしい。土日の両方ということですね。こちらの考え方としては、スポーツ庁のガイドライン及び都の方針に準じ、スポーツ医・科学の研究を踏まえ、週当たりの活動時間における上限を16時間とし、平日及び週休日における休養日も設定しています。また、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送るとともに、多様な活動に取り組めるよう土日のいずれか1日を休養日としています。というふうに考えをお聞きしました。

それではめくっていただきまして、それに関連する意見として、10番。部活動の休みが増えれば、自由な時間ができ、生活指導の面で心配である。この意見に対して、教育委員会の考え方としては、休養日については、生徒が心身を休めることを第一としながらも、自主的に学習したり、さまざまな活動に参加したりするなど、有効に活用してほしいと考えています。生徒が充実した休養日の過ごし方ができるよう、家庭の協力をいただきながら、学校でも引き続き指導してまいりますというふうにいたしました。

それから、これは生徒のニーズを踏まえた運動部の設置ということで、こ

ういったご意見もありましたので、参考までにご紹介したいと思います。11番でございます。これは、実際に私どもがつくった方針の中に盛り込んでいる内容を後押しするようなご意見なのですけれども、競技力の向上を目的とした部活動だけではなく、レクリエーションを目的とした活動が行えるようにしてほしいということでございます。これに対する考え方としては、生徒の運動・スポーツに関するニーズは競技力の向上以外にも、適度に友達と楽しめるなど多様です。レクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置について、試行・研究を進めていきますとしました。

あとそれから、ちょっと全体に係る意見にもなるのですけれども、こういったご意見もありました。例えば、16番です。決まりではなく、各学校の判断で柔軟に対応できるようにしてほしい。こちらは、先ほど別の項目でお答えした内容にもちょっと準じているのですけれども、全ての生徒のバランスのとれた心身の育成と教師の長時間労働の改善のためには、全ての江戸川区立中学校で共通の基準で部活動を実施する必要があると考えていますとしました。

あとそれから、これは部活動以外、地域との連携に係るご意見として出たのが、19番でございます。部活動の活動時間が制限されることで、校外のスポーツクラブで活動しなければいけないことになれば、家庭への経済的な負担となるのではないかと。こちらに対する考え方としては、生徒のバランスのとれた心身の育成のためには、長時間の活動を見直す必要があると考えていることから、本方針では、適度な活動時間を設定しています。合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指すことが目的であり、家庭への経済的な負担を求めるものではありませんといたしました。

主なものをご紹介させていただきましたが、先ほどの働き方改革プランとは、この意見公募の全体的に大きく違うのは、私どもが検討してきました方針について、方針どおりではなくて、もっと柔軟にしてほしいというような意見が圧倒的に多ございました。

それを踏まえてなのですけれども、最終案のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、こちらは先ほどご案内したようにご意見として多かったのは、適切な休養日の設定でございました。この冊子でいいますと、6ページになります。既に8月のときにご意見いただいているところではあるのですけれども、休養日としては平日1日、週休日1日の休養日を設定するとか、あとは週休日についても、大会等によりやむを得ず週休日に2日間の活動をした場合は、直後の週の平日にかわりの休養日を設定するであるとか、あと長期休業中についても、学習に準じた扱いを行うとか、あとそれから、(c)

のところなのですけれども、オフシーズンを設けるであるとか、あと、さらにその下です。活動時間も平日では長くとも2時間程度。週休日及び長期休業中は長くとも3時間程度といったところでございます、これは私どもの区だけではなくて、全国的にスポーツ庁が打ち出している数字的な部分ですので、こちらはここを柔軟にというご意見がたくさん寄せられたのですが、あくまでもこれは国全体の考え方もありますので、この部分は原案のまま、今日は最終案として示させていただいているところでございます。

その他のページにつきましても、8月にご審議いただいた内容をそのまま踏襲するような形にしております。意見としていただいたものを反映できるところがあるかという検討もしたのですけれども、多くの意見が、先ほど申し上げた休養日であるとかそういったところに、国全体での動きに対するご意見でしたので、その部分は、ご意見いただいた方の意を汲むことはなかなか難しいというふうに判断しましたので、全体的に8月の時点での案を大きく変えることはしておりません。

変えた部分については、先ほどの働き方改革と同様に、11ページにこれまでの検討経過を掲載したのと、あとそれから12ページに検討委員会の設置要綱を新たに加えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件に関しまして、何か質問、意見などありましたらお願いします。

松 原 委 員

パブリックコメントの中で、やっぱりこういう意見があるのだなというふうに思ったのは、今、室長先生がおっしゃったように、9番とやっぱり10番とね。土日を練習可能にしてほしいとか、生活指導面で心配であるという。多分、これは保護者の意見なのかなと思っているのですけど。

思い返してみますと、学校5日制になったときに、土日1日は絶対休養しなきゃいけないということで、文科省、当時、文部省ですよ、都合があって、それでやってきましたけれども、いずれにしても、それが空中分解して、両方ともやるようになってしまったと。

新たにこの働き方ということが出てきて、この辺のことを本当にしっかり学校の教職員も意識してやらないといけないなと思うのですよね。ですから、部活が勝利至上主義といいますかね、そういうような観点ではなくて、顧問の指導によって、コーチングがうまい顧問の先生ですと、そんなに長時間スパルタ的にやっているということではないと思うのですよ。いろいろと見ていましてね。野球にしても、陸上にしても、適宜生徒の心情を捉えて、生徒

	<p>の主体性、意欲というものは歯車噛み合って、それが多分、結果につながっていくのじゃないのかなというふうに思う。文化部もそうです。ですから、この辺については、本当にしっかり取り組んでいってほしいなと思います。特に9番、10番ですね。以上です。</p> <p>上野委員 これは今までの検討の結果でもいろいろ出てきた意見です。私も述べてきましたけれどもね。やはり運動部とかそれに準ずるような文化部とか、そういうものからの要望。これは父兄とか、競技に、そういうものに熱心な生徒側からの希望と、それから教職員の先生方の働き改革との関連でも。いろいろあると思うのですが、私は何回も言うようになりますけども、やはりこれは義務教育。中学校までは義務教育であるということと、それから公立なのですね。そういう学校においては。だから私立は何やってもいいという意味じゃないですよ。公立で義務教育であるということから、やっぱり競争、先ほどの至上主義とか、競技会とか、何会だとか、そういうところでいい成績をとるということだけが目的になると、どうしてもその反面、というか明らかにといてもいいと思うのですが、教育面から言うと、本道を外していくということは、私は明らかだと思うんですね。</p> <p>だから、公立中学校以下の場合には、やはり全て運動部も文化部も、教育観だという本道は、これはいつも示しながらやらないといけないのじゃないかなと思います。それをおろそかにしたりなんかしますと、飛躍しますけども、最近、巷間いろいろ言われている大学とか高校とかいうところでの、競争至上主義のためのいろいろな歪んだものが出てきてしまうと思うのです。だから我々は、教育委員会としてはその点はびしっとしておくべきじゃないかなと思いますけどね。何回も言う意見になります。</p>
石井委員	<p>この方針の最終案の中で、教育委員会として、例えば1ページの方針のところ、様式の作成等を行うというような格好で、私たちがこれから提示するというような事柄が何カ所か出ていると思えるのですが、それらに対しては、基本、今年度中に出すということかなと思いますが、その理解でまずはよろしいでしょうか。</p>
指導室長	<p>そのとおりでございまして、これを決定していただいた後に、また関係の校長等と連携しながら、具体的なところは進めていく必要があるかと思われまます。例えば、今ご紹介いただいた様式をつくるということとか、後は、その一例を申し上げますと、先ほどご案内した6ページのオフシーズンのとこ</p>

石井委員	<p>るのですが、ちょうど真ん中のあたりなのですが、校長は区教育委員会が示す時期・日数に従い、休養期間、オフシーズンを設定するとしています。これが一体どの期間。つまり、夏季休業であれば大体目安として8月のいつからいつまでとか、そういったものは示す必要があります。あと、例えば最低3日は設定してくださいとか、そういった基準となる日数もこれから決める必要がございます。</p> <p>これは、全体としてこの方針に基づく部活動の運営は、次年度の4月からやっていただきたいと考えていますので、その細かいところも今年度中にしっかり確定させて、各学校に周知徹底をしなければなりませんので、そういった石井委員のおっしゃったような流れで、この後、早急に進めてまいります。</p> <p>そうすると、時間的にはできれば今年のうち。遅くも年明け1月ぐらいにはというところですね。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他になれば、第37号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。</p> <p>始めに、教育委員会後援名義使用承認についての報告に参ります。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会後援名義使用承認についてでございます。使用申請一覧をごらんいただきたいと思えます。</p> <p>今回は1件のお申し出でございます。第10回船堀映画祭。申請者は、船堀映画祭の実行委員会の会長から。事業の目的・概要でございますが、住民参加型の映画祭によって、文化面での街づくり、地域振興に寄与することを目的とするものです。教育委員会の後援名義の回数は、10回目。同様に区の後援名義の申請もされております。実施日時でございますが、平成30年11月10日(土)から11日(日)。タワーホール船堀船堀シネパルにおいて、一般区民を対象にして行われます。経費の徴収につきましては、こちらにお示しのとおり、映画鑑賞料金として前売りで1作品500円。当日で7</p>

	<p>00円という徴収でございます。参考までに、今回の第10回目のチラシの写しをお配りしてございます。後援のところには、江戸川区、江戸川区教育委員会に（予定）とまだ書かれておりますけれども、この承認後にこの（予定）が取れるということでございます。このチラシの中にありますとおり、トークゲストですとか、それから、その下には上映される作品の一覧が紹介をされております。ご説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件について、何か質問、意見などございましたらお願いします。</p>
上 野 委 員	<p>特に目的といっってはなんですが、こういうことをやろうという一番の趣旨は何なのですか。</p>
教育推進課長	<p>タワーホールには、ご存じのとおりシネパルというものがございまして、今では区内唯一の映画館ということになりましたけれども、やはりこの施設を使って広く区民の方々に映画の鑑賞をしていただくということと、それから地域への浸透を感じることができたという今年の報告も来ております。こうしたことを目的に、昔なつかしの映画も多く上映されますけれども、こうした映画を2日間、毎年、映画祭そして上映をしてこのタワーホールでの映画を、シネパルもさらに盛り上げていただきたいというそういった目的で、タワーホール船堀の指定管理者も協力して一緒にやっているところでございます。と思います。</p>
古 巻 委 員	<p>お聞きしたいのですが、これは参加の方々というのは、毎年どのぐらいいらっしゃるのですかね。数といえますか。</p>
教育推進課長	<p>今年の報告を受けておりますけれども、去年は2,438名の方が来場されたということでご報告を受けております。</p>
古 巻 委 員	<p>多いのですかね、少ないのですかね。</p>
教育推進課長	<p>2日間で、1日1,200人ぐらいですか。延べです。</p>
上 野 委 員	<p>実は、映画には子どものころから関心があって、最近、遠く行かないで船堀へたまには行っているのですけども。私が行っている限りは、観客は少ないですね。何割とは言えないけど、ほとんど空席ですね。今、利用している</p>

	<p>人がね。大体やはり、私と同じように年寄りが多いです。夫婦で来ているという方、来ていますよね。ということですが、料金が年配になると1,000円くらいですよ。最近は、「万引き家族」とかね。山田さんがつくられた「妻よ薔薇のように」だったですか、これも観ましたよ。「北の桜守」ですか、これも観ていますね。その他も観ていますけども、ちょっと少ないので、これ経営的に言うと明らかに赤字ですよ。と思いますね。余り知っているようで知らないのじゃないのかな。こういうことをやっていること。船堀タワーホールへ行っている人は目につきますけどね。一般的にはPRが足りないかな。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>私自身もこれ結構行っていてね。半分以上は行っていると思うのですが。でも、ものによっては売り切れになっちゃうようなものも結構あります。これに関しては、値段も一般の方ですと500円で見られるというのもありますし、前はこの1階の映画館だけじゃなくて、上の小ホール使ってやったりとかもしていました。それぐらいに、特にこうやってゲストが来るところなんかは、かなりいっぱいになる。ただ、日ごろの部分は、先生おっしゃるとおりかもしれません。</p> <p>よろしいでしょうか。他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、いじめ電話相談についての報告に参ります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>市 川 教育研究所長</p>	<p>それでは、9月分のいじめ電話相談について報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>9月分につきましては、月別の相談件数をごらんいただきたいと思います。2件で、延べ回数で3回となっています。その下、学齢別・男女別件数をごらんいただきたいと思います。まず、小学校3年生の男子児童に関するご相談が1件。それと、大変恐縮なのですが、先ほどちょっと気づいたのですが、中学生の方なのですが、中2ではなくて中3の女子生徒。1行、ちょっとずれていまして。こちらが1件、2回ということでございます。それぞれの主訴については、一番下の学齢別主訴をごらんいただくとおわかりいただけるかなというふうに思います。小3の男子児童に関する部分は、無視と直接的な言葉。それから、中学生の女子生徒については、無視と直接的な言葉、それからその他になります。その他は、この生徒自身を孤立させるような状況をつくっていると。中学校の方ですね。のその他の1というのはそういう意</p>

	<p>味でございます。この生徒さんを孤立させるような状況をつくられたという ような状況でございます。</p> <p>それぞれ、ちょっと状況が違いまして、まず小3の男子児童に係るご相談 については、実際に、いじめがあったというふうな訴えがありまして、その 内容を指導室につないでほしいといったご要望がありまして、実際に指導室 と学校とでやりとりを何度かしているところでございます。それから、中3 の女子生徒に係る部分については、こちらは実は電話された方が、1回目は この生徒本人ではなくて、そのお友達のお母様。2回目が生徒本人のお母様 という形でございました。内容は一緒なのですけれども、クラスメートから 先ほど申し上げたような被害を受けているといったところでございました。</p> <p>このご相談については、教育委員会指導室への情報提供は構わないという ことだったのですが、学校に対しては非常に不信感があって、学校に連絡は してほしくないというようなことで、拒否をされています。ですから、相談 員としては、もちろん状況改善するために、指導室から学校へ連絡させてい ただいたほうがいいのではないかという提案は申し上げているところだっ たのですが、そちらについては、現状ではそれは行ってほしくないというよ うなご要望でしたので、ひとまず指導室では情報はもっていますけれども、学 校との直接のやりとりは、現在できていないような状況です。</p> <p>相談の最後として、状況が変わらないようであれば、またいじめ電話相談 にご相談くださいということで投げかけてはいるのですが、その後は今のと ころ電話はかかってきていないというような状況でございます。ちょっと心 配な部分もあるのですが、ただ保護者の方のご要望もありますので、慎重に 対応しているというような状況でございます。</p> <p>概要以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	何か質問、意見などございましたらお願いします。
松 原 委 員	<p>ありがとうございました。中3の女子がちょっと心配なのですが、3年 生ですから、来月、期末試験になるのかな。そうすると、成績はかなり重要 になってくると思うのですが、学校名が保護者の希望によってわからない ということで、でも気にはなるのですよね。学校に聞いているのかな、どう なのかなという。今後ぜひ注視していただいて、フォローしていただければ なと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
教育研究所長	それに関連してなのですが、ちょっと私どもも気になりましたので、研究

	<p>所のほうでもっている不登校の情報を確認したところ、かつてこの生徒さんが中1、中2のときには欠席が多い状況だったのです。ところが中3になってからは、私ども個票と呼んでいるのですが、そのデータには上がってきていません。ですから、月5日以上欠席にはなっていないことは間違いないかなと。ただ、今後もちっと教育委員会レベルでは気をつけて見ていきたいなと思います。</p>
上野委員	<p>今の松原先生に関係していますけど、本人や保護者のほうから、これは学校のほうには連絡してほしいとか、要するにこの相談だけにして、他には言わないようにと言われたらば、それはその性格上きちっと守らないといけないと思うのですね。何らかの形で、そうはいったけどやっぱり教育委員会、学校のほう問い合わせているのじゃないかとかね。結局は守ってくれていないのじゃないかというようなことが感じられたり、また伝わっていくと、この相談の意味なくなっちゃうから。</p> <p>それだけに、受け身だけに、一番問題なのは、それがアドバイスだけで和らいでいくかどうか。言われたとおりやってもやっぱりだめだったとかね。もっとひどくなったとかというので、相談しても意味はないやというふうに思われちゃうのか。その辺がこの相談の難しいところですよ。これ、どういうふうに考えていますか。</p>
教育研究所長	<p>基本は、今回に関しては、相談員のほうからは、具体的にこういったところを改善してほしいという要望が出た場合は、学校に保護者の方、生徒のほうから直接相談が可能かということをもとに聞いて、可能なら直接相談していただいたほうが解決の道としてはいいということは提案しています。ただ、いろいろな学校に対する思いもありますので、提案はしますけれども、最終的には、直接学校に申し出が難しいのであれば、教育委員会から間接的に伝えることもできますよということも提案するのです。それで多くの場合は、指導室経由で学校に情報提供させていただいて、実際に対応が始まるというケースは多いのですけれど、今回のこの中3の女子生徒の件に関しては、そこはかたくなに拒否されているということで、ちょっと動けないような状況ですね。</p> <p>ですから、必ずそういう場合も、また必要に応じてかけていただいて構わないということを、必ず相談員のほうに最後に申し上げて電話を終わるのですけれど。ですから、相談員も含めて我々、その後どうかなという気にはなっているところですけどね。</p>

上野委員	数からいうと多くは、学校のほうへ連絡してもいいというような。
教育研究所長	結構ありますね。割合としては。もともと、このいじめ電話相談そのものにかかってくる件数というのは、ご案内のとおり少ないのですけれども、でも、こういう方法もとれますよ。教育委員会から学校に連絡することもできますよというふうに提案すると、ではお願いしますという方も結構いらっしゃるのですね。ですから、今回はちょっとそれができないということで。
石井委員	同じく中3の女の子についてお聞きしたいのですが、電話が2回かかってきて、友達のお母様からかかってきたのと、本人のお母様からかかってきた。順番はどちらが先で、その電話の間隔。どのくらいでしょうか。
教育研究所長	友達のお母さんのほうが先です。そのかけていただいた2日後ですね。2日後にご本人のお母様のほうからということになっております。
石井委員	続けてすみません。友達のお母様から電話があったときというのは、その状況だけでは学校には連絡はしない、できないということでしょうか。
教育研究所長	そこも難しいところではあるのですが、友達のお母様のほうも、相談員のほうから学校への相談とか、指導室への情報提供を勧めたのですけれども、そちらについては、学校への連絡はしてほしくない。それから指導室への連絡も希望しないという形でありました。この友達のお母さん自身も、学校に対して不信感があると。そんなところで、なかなか相談しても実際には動いてくれないだろう。効果的なことはやってくれないだろうというところで終わっています。
石井委員	そうすると、実際のところは、電話がかかっているという状況だけで、何も動きはないということですね。だけれども、本人のお名前というのは、どちらの方が明かされているわけですね。
教育研究所長	これは、ご本人のお母様もそうですし、あとそれから友達のお母様も、その友達のお名前も名乗り出ているので、私どもは把握しています。ですから、許可さえいただければすぐ動けるような状況ですね。

石井委員	とすると、すみません。変な推理ばかりやっちゃっていて。その友達のお母様という方も、もしかしてご自身のお子様関係でもって電話をされたということがあったりもするのでしょうか。
教育研究所長	ちょっとそれは、今までの記録上は、同じ方が例えばご自身のお子さんの状況とかでご相談されたということはないですね。
石井委員	すみません。いずれにしましても、何といいましょうか、状況をよく変えることができるような、次の一手を打つことができるような、そんなことになっていくといいなと思うのですけども、わかっているけど何もできないというのは、ちょっとつらいところですね。
教育研究所長	ですから、相談員が提案している、例えば学校に、担任の先生とか管理職に相談されたらどうかとか、後は直接教育委員会が指導室のほうに連絡されてもいいとかいろいろな提案はしているのですね。ですから、それで、保護者の方が動いてくだされば本当はいいのですけれど、電話いただいた時点では、そういった気持ちはどうもまだのようでしたので、その後、動いていただければいいのですけれど。
石井委員	もうちょっといいですか。一方で、小3の男の子。こちらの子が、学校への連絡というのも、もう出されているということでしたよね。
教育研究所長	こちら、小3の男の子の件に関しては、もう既に指導室のほうと学校とやりとりをしていたり、あと実は指導室のほうで直接電話をいただいて、お母さんとも話をしている方です。ですので、学校の対応の状況も、指導室のほうで十分確認した上で、お母様には回答したり、説明したりとか、そういったやりとりをしているところでございます。
古巻委員	根本的にというか、基本的なことを聞きたいのですが、この電話相談を受けた方。ここで言えばお母さんとか、そういう人たちと相談員の方が直接訪れて行ったり会うということはないのでしょうか。また、そういうことができるのかどうか。
教育研究所長	これは、ご希望があればできます。実際にいじめ電話相談の他に、一般的な教育相談の電話という回線も設けていまして、そちら、どちらでもご相談

	<p>いただいた場合、継続してその後、実際に対面して、相談につなげることもやっていますので、それは可能なですね。いじめ電話相談の場合は、どちらかというと単発な方が多いのですけれど、一般的な教育相談の電話のほうは、継続して相談されたらどうですかというふうにお勧めすると、じゃあ、申し込みますという方も結構いらっしゃいますので。</p> <p>ですから、例えばこの中3の方とか、ご希望があれば、実際に対面して、定期的に相談とか本当はさせていただいたほうがいいなというふうに思っているのですが、あくまでも教育相談は受け身にならざるを得ないのです。どうしても、相談される方のご希望、ご都合に合わせるのが原則になりますので。そんなような状況でございます。</p>
古 巻 委 員	<p>社会的ないろいろな事件とか、問題になっている報道なんか見ると、初めからお会いしたり何かしてかかわって、小さな芽のうちに摘んでおいたほうが、今日のような結果は招かなかつたのじゃないかなというふうに思われる、そういうケースなんか、私個人的に新聞報道とかマスコミ等の報道を見て感じる人が多いのですけども。</p> <p>電話だけですと、どうしても限界があるというか、もっと言えば、電話いじめ相談とかそういう方のご家庭まで行って、家庭状況とかそういうことも、この目とこの手で確認しながら相談できれば一番いいのかなというふうに個人的に思うのですけども、いじめ電話相談ということの感じ方が、今、室長がおっしゃったような、どうしても受け身にはならざるを得ないということ、もう一步踏み込んだ形でできないものかなというふうに思っておるのですけども。難しいでしょうね。</p>
教育研究所長	<p>可能性の話になってしまうのですが、例えば継続の相談をグリーンパレスとか西葛西、南篠崎の相談室とかでもやっていますし、そちらにつながればいいケースもあります。さらには、例えば家庭訪問とかそういったものが必要な場合は、指導室にスクールソーシャルワーカーがいますので、そういった職員が実際に家庭を訪問して、そのいじめもそうですし、例えば不登校とかも、いろいろな対応はできるのですね。</p> <p>ですから、相談される方がちょっとそういった部分の提案を了承していただければ、いろいろな形でつなぐことはできるのかなというふうに思っているのです。ちょっともどかしい部分も正直言っているのですけど。</p>
古 巻 委 員	<p>非常に難しい部分があるなというね。ただ、事件になるのは極めて最初の</p>

上野委員	<p>初動といいますかね。何気ないことが思わぬ発展に、大きな事故につながるものが結構あるように見受けられますので、この辺のところは痛しかゆしなところだなというふうには思います。</p> <p>いじめについては、現場でも保護者たちも、地域社会の方々が、もちろん教育委員会も、やっぱり全部連携をして、その情報がとりやすくするということをもっとお互いに積極的にやらないと、根本的な解決に至らないのじゃないかなと、もう私長い間いじめについては悩んでいるのですけれども。</p> <p>西洋のことわざに、沈黙している善人が一番悪魔にとっては好都合な方であるという。こういうことわざがあって。具体的に言うと、今、生徒もその他の人たちも見ても見ぬふりをすると。善人なのだけでも、見ても見ぬふりをするという傾向があると。だから、自殺してしまった生徒たちのものを、関心があるのでいろいろ読んだり聞いたりしていますと、やはりいじめというものに対する憎しみとか、そういうものはもちろんあるのですけれども、遺書なんかにも積極的に名前書いて、これがこうしたああしたということは余り言わない。遺書にいじめだけでも、いじめられた子どもたちの名前を書いている場合もあるのですよね。そうすると、やはりなぜ自殺に行っちゃうのか。親も含めて見ても見ぬふりをする。沈黙している。あるいは無関心な、そういう人間が多い、そういう社会に対してやっぱり幻滅をしていくということでしょうかね。</p> <p>だから、何といってもやはり、生徒たちが自由にいろいろな先生に、何にしても見ている善人たちが報告できるような。それから、父母会なんかも応援してあげるとか。先生方も忙しいでしょうけれども、ちょっとした傾向があったら、すぐにいろいろなところへ連絡することも必要ですしね。教育委員会も当然、それに参加して協力しなくちゃいけないです。そういうことですよ。</p> <p>だから、今回の特に中3の女の子なんか、あるいは親たちもいろいろ相談に来るのだけど、学校には言わないでくれとかいうところが問題ですよ。だから、学校には言わないでくれといいながら相談だけすると。会ってもいいですよといっても会わないとか。それっきり電話かかってこなくなっちゃうというようなところは非常に心配ですよ。だから、学校には相談しないでくれという、それでもやはり電話かけてきたりして、友達のお母さんが、では私がかけてあげようということで、かけてきたり。そこまではまだ救われるところがあるのですけれども、学校には言わないでくれという前提で相談しているという意味はどこにあるのかと思っちゃいますよね。この辺、ど</p>
------	--

松原委員	<p>うですか、松原先生。</p> <p>本当に難しい課題ですよね。上がってこないとなかなか未然防止にならないというのはね。すごく校長としても、先生がおっしゃったように、どうしたらそういう情報もらえるかという。多分、この事例のお子さんの場合だと、お子さんが自分の親御さんに、言わないでねと言っている可能性も考えられるのですよね。周りの担任、学年、それから地域の親御さんも含めて本当にこの子どもの変化についてすぐ相談できるような営みが、学校と家庭がそうならいいのだけど、なかなか理想であってうまくいかないという。先般、新潟でもありましたよね。担任の情報がないとかね。やっぱり教育長が謝罪をしていましたけども、そういう事態は本当に全力を挙げてなくしたいですよね。難しい課題だと思いますね。</p>
上野委員	<p>なかなか連携されていない状況もある。</p>
石井委員	<p>学校には言わないでほしい。でも、ご自身の名前を明かす、学校のことも明かす。一つあるとすると、何かその学校がちょっとでも問題が露呈したようなときには、間違いなくしっかりとその学校を指導してくださいねというそんな思いがあるのかな。</p>
教育研究所長	<p>確かに、心情としてうちの子が行っている学校はこういう状況に陥っていますよということを暗に伝えたいということはあるとは思いますがね。だから、よく教育委員会としてこの学校見てくださいねというメッセージもあるというふうにはちょっと考えないといけないかなと思いますね。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、不登校児童・生徒保護者の会の実施についての報告に参ります。事務局から説明をお願いします。</p>
教育研究所長	<p>1枚案内のペーパーをお配りしているかと思いますが、一応、対外的には「学校を休みがちな児童・生徒保護者の会」という名称を使っています。こちらは例年も実施しているのものなのですが、学校を休みがちな児童・生徒保護者の会。その名のとおりでございますので。内容としては、第1部が講演。今回は、大妻女子大の山蔦先生をお招きして、「親の思い、子</p>

	<p>どもの気持ち」ということでお話をいただきます。それから第2部は懇談ということで、参加された保護者が小グループに分かれて日ごろ感じていることなどを話し合うような機会を設けております。こちらは10月21日の午前10時から12時半を予定していきまして、グリーンパレスが会場でございます。対象は、該当する保護者の方30名。申し込み順となっておりますが、この会場的には多少増えても対応できるようになっております。具体的な申し込み方法は、そこに書かせていただいたように直接教育研究所にお電話いただくといった形をとっております。説明は以上で終わります。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、何か質問、意見などございましたらお願いします。</p>
石 井 委 員	<p>これは、学校に対して配布をされるということ、まず一つあると思うのですが、実際に休んでいる生徒さんに郵便で送るといったようなこともされるのでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>こちらは、学校に対しては対象となるであろう保護者の方に周知していただきということで私どもはお願いしているところでございます。ですから、例えば他の学校からのお知らせを家庭に届けていただくときに、一緒に添えていただいたりとか、後は私どもが運営しています学校サポート教室等でも保護者の方にお渡しするような形をとっております。それから、こちら広報のほうにも掲載したりしていきまして、広く周知を図っているところでございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、餅つき・工作体験教室の実施についての報告に参ります。事務局から説明をお願いします。</p>
教育研究所長	<p>餅つき・工作体験教室の実施についてということで、2枚学校向けの通知、それからA4横版のチラシをお配りしているかと思っております。こちら例年実施している事業でございまして、今年度は12月1日に東葛西中学校の体育館等で実施をいたします。対象は、学校サポート教室に通室している児童・</p>

<p>教 育 長</p>	<p>生徒。それから、不登校傾向の児童・生徒のそれぞれの保護者も対象となっています。おおよその人数としては、50名程度を予定しているところでございます。実費としては、お一人300円ずつ徴収させていただいているところでございます。こちらについては、学校サポート教室を通じて、それから後、各学校を通じて該当する方にご案内をしているところでございます。</p> <p>餅つきが内容としてあるのですが、もう一つ協力してくださる方々に、いろいろな工作もご紹介させていただいているところでございます。こちらも、例年子どもたちにとっては貴重な機会になっていますので、今年度もぜひ多くの子どもたちが参加できるといいなというふうに思っているところでございます。説明以上となります。</p> <p>何か質問、意見などありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成30年第19回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後5時27分</p>